イ　商号、名称又は氏名
ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四　信用格付の前提、意義及び限界
2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

○農林水産省令第六十五号

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十一条第四項の規定に基づき、並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）」を削る。

第百九十八条の二第六項中「商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」を「商品先物取引法」に改める。

附　則

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

○農林水産省令第六十六号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十九第二項第二号及び第五十四条の三第一項並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の三第四項第二号及び第百条の八第三項において読み替えて準用する同法第五十八条の三第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項第十七号イを次のように改める。

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

第六十七条第二項第十七号ハ中「又はロ」を「からニまでのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

別表第五共済契約に関する指標の項第六号中「引受けた」を「引き受けた」に改め、同項第七号中「引受けた」を「引き受けた」に、「支払い再保険料」を「支払再保険料」に改め、同項第八号中「引受けた」を「引き受けた」に、「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）」に、「格付機関」を「格付業者」に改め、別表第三に注として次のように加える。

注　この表において「契約者割戻し」とは、法第五十条の十第一項に規定する契約者割戻しをいう。

附　則

（施行期日）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第二項第十七号イを次のように改める。

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

第八十八条第二項第十七号ハ中「又はロ」を「からニまでのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

別表第四共済契約に関する指標の項第七号中「支払い再保険料」を「支払再保険料」に改め、同項第八号中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）」に、「格付機関」を「格付業者による」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年一月四日から施行する。ただし、第一条中別表第五共済契約に関する指標の項第八号の改正規定及び第二条中別表第四共済契約に関する指標の項第八号の改正規定は、同月一日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。